



新潟県からの
大切なお知らせ

浄化槽法により、法定検査の受検が
義務付けられています



法定検査を受けましょう

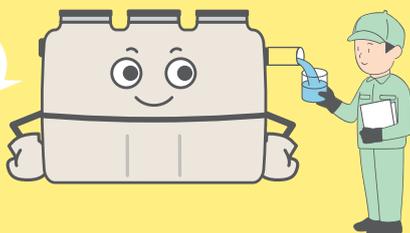
あなたの浄化槽がきれいな新潟の水を支えています！



法定検査と保守点検は内容と目的が異なります！

法定検査とは？

車でいえば
車検



保守点検や清掃とは別に行う浄化槽の機能診断のことで、浄化槽の機能が十分に発揮されているかを確認する検査です。
水環境を保全するために、浄化槽法によって、受検が義務付けられています。

保守点検とは？

車でいえば
日常的な整備



浄化槽が正しく運転され、その機能を維持するために点検・調整または修理する作業です。
浄化槽の処理方式や規模によって、浄化槽法に定められた回数を実施しなければなりません。

CHECK!

● 初めての検査(7条検査)

新たに浄化槽を設置して、使用開始後3～8か月の間に1回受けなければいけない**最初の検査**です。
浄化槽が適正に設置され、本来の機能が発揮されているかを確認する検査です。

CHECK!

● 定期検査(11条検査)

毎年1回受けなければいけない定期的な検査です。

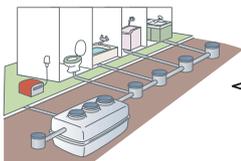
浄化槽が適正に管理され、正常な機能が発揮されているかを確認する検査です。

↳ 効率化11条検査

新潟県では、11条検査のうち20人槽以下の浄化槽について、通常の11条検査に比べて効率化した方法で検査を実施しています。

保守点検業者に所属する採水員が現地調査と放流水の採取等を行い、検査機関が水質分析と総合判定を行います。

法定検査を受けず、公衆衛生上の支障などが確認された場合には、**勧告・命令**が出され、**命令に違反した場合、30万円以下の過料が科される**ことがあります。

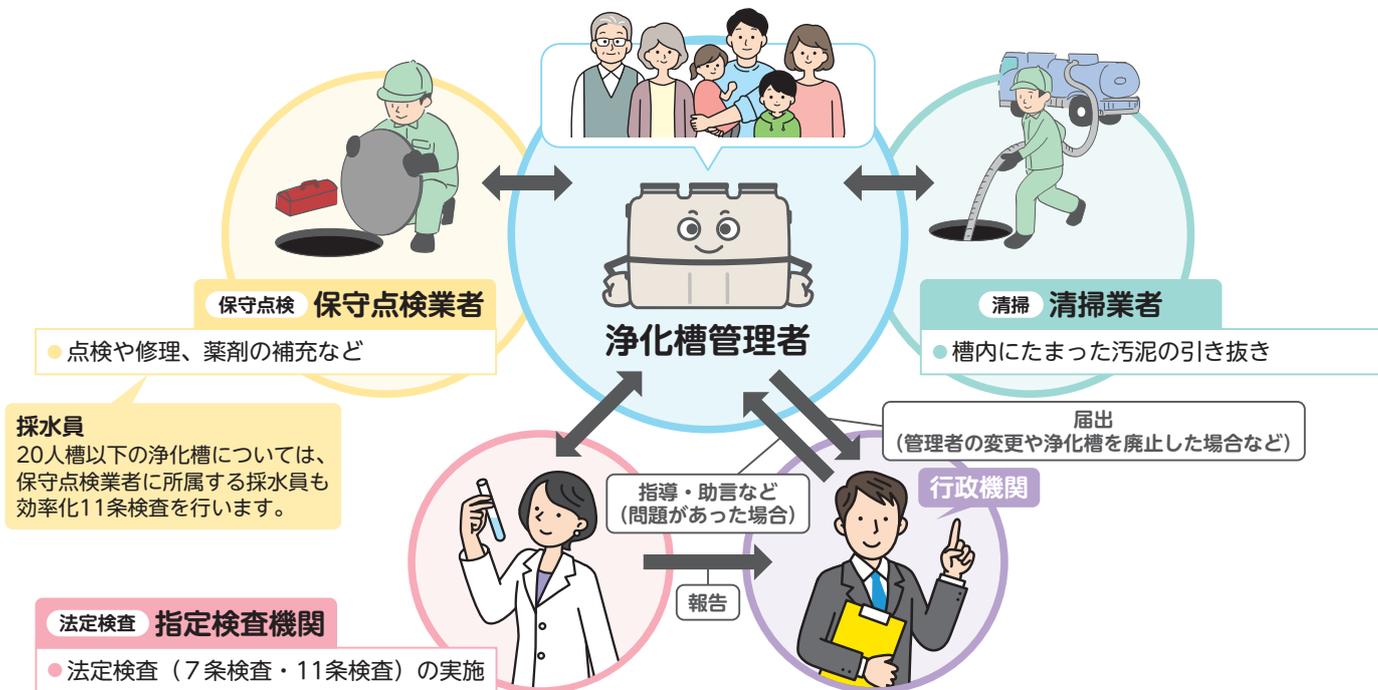


浄化槽は、微生物の働きを利用して、し尿や生活排水を浄化する装置です。
浄化槽は下水道とほぼ同じ処理能力を持っていますが、**機能を十分に発揮するためには、適正な維持管理（保守点検・清掃・法定検査）が必要です。**

維持管理の主役は 浄化槽管理者の **あなた** です！



し尿や生活排水を浄化し、水環境の保全に大きな役割を果たしている浄化槽。適正な維持管理を行わなければ、本来の機能を十分に発揮することができません。
浄化槽を使用・管理する方（浄化槽管理者）は、適正に保守点検・清掃・法定検査を行ってください。



\\ 法定検査のQ&A //

Q1.

保守点検・清掃のほかになぜ法定検査の受検が必要なのですか。

保守点検や清掃は、浄化槽の機能を正常に保つための作業です。一方、法定検査は、保守点検や清掃が適正に行われているかも含めて、浄化槽が正しく機能しているかを確認する公的な検査であり、それぞれ別の観点により行われているもので、作業内容も異なります。

Q2.

長く使っていて法定検査のことをはじめて聞きました。なぜ今になって検査が必要なのですか。

浄化槽法が施行された昭和60年から法定検査は義務付けられており、これまでも周知や指導を進めています。水環境の保全のため、以前にも増して浄化槽の適正な維持管理が重要になっていることから、幅広くお知らせしています。

Q3.

法定検査を受けないとどうなるのですか。

法定検査を受けず、公衆衛生上の支障などが確認された場合には、勧告・命令が出され、命令に違反した場合、30万円以下の過料が科されることがあります。

ご相談は保守点検・清掃業者又は、指定検査機関等へご連絡ください。

(保守点検・清掃業者連絡先)

(指定検査機関連絡先)

(県または市町村の浄化槽事務担当窓口)

浄化槽についての
詳しい情報はこちら
(新潟県HP)



管理者の変更や浄化槽を
廃止した場合などの
各種届出についてはこちら
(新潟県HP)

